仙台市 介護事業者における外国人人材活用に向けたパンフレット作成事業業務委託 公募型提案審査随意契約 (プロポーザル)募集要項

1. 目的

本要項は、市内介護事業者における外国人人材の確保を推進するため、市内介護事業所で 従事されている外国人人材へのインタビューをまとめたパンフレットを作成する事業者を、 公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めたものである。

2. 委託業務概要

(1)業務名称

仙台市 介護事業者における外国人人材活用に向けたパンフレット作成事業

(2)業務内容

受託者は、本業務の趣旨を踏まえ、以下の業務内容を基本として実施するものとする (※詳細は別紙仕様書の通り)。

- ①パンフレット構成・デザイン調整
- ②パンフレット原稿の制作
- ③パンフレットの印刷及び納品
- (3)履行期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

(4)業務委託予定金額

2,000,000円(消費税及び地方消費税込み)を上限とする。

上限金額を超えた契約は行わない。

(5) 担当課

仙台市健康福祉局保険高齢部介護保険課管理係

住所:〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

電話:022-214-8246 (直通)

メールアドレス: fuk005170@city.sendai.jp

3. 応募資格

次の要件をすべて満たすもののみ応募資格を有する。

- (1)暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。「仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)」別表各号に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に規定する一般競争入札への参加制限に該当するものでないこと。
- (3) 仙台市競争入札参加資格者登録名簿に登載されているものは、受付期間内に、仙台市 「有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)」第2条

第1項または第3条各項の規定による指名停止を受けていないこと。

- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(または、現在の主たる事業 所所在市町村の市町村税を滞納していないこと)。

4. スケジュール

(1) 質問書の受付締切 9月8日(金)17時

(2) 参加表明書の提出期限 9月8日(金)17時

(3) 企画提案書・見積価格提案書の提出期限 9月22日(金)17時

(4) 企画提案書等の選考 (※書面審査) 9月下旬 (予定)

(5) 企画提案書等選考結果通知 10 月上旬(予定)

(6) 契約締結 10月中旬(予定)

5. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
 - ①提出期限

令和5年9月8日(金)17時まで(必着)

②提出方法

所定の様式「(様式1)質問書」に質問事項を簡潔に記入のうえ、2. (5)の担当課メールアドレスあてに電子メールで提出すること。電話での質問には対応しない。なお、電子メールの件名は「仙台市 介護事業者における外国人人材活用に向けたパンフレット作成事業業務委託に係る質問書(事業者名)」とすること。

- (2) 質問への回答
 - ①回答方法

質問に対する回答は、9月13日(水)を目途に質問者に電子メールで回答するとともに、仙台市ホームページに掲載する。

② その他

仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。

6. 参加表明書の提出

(1)提出期限

令和5年9月8日(金)17時まで(必着)

- (2)提出先
 - 2. (5) 記載の担当課

(3)提出方法

郵送または持参により提出すること。なお、郵送による場合は(1)の提出期限まで必着とする。

(4)提出書類

(様式2)参加表明書:1部

(様式3)会社概要書:1部 ※パンフレット等の添付可

(様式4)誓約書 : 1部

7. 辞退届について

参加表明書の提出後、または企画提案書等の提出後に本業務に係る企画提案を辞退する場合に所定の様式「(様式5)辞退届」を提出すること。なお、提出済みの書類は返却する。

8. 企画提案書・見積価格提案書の提出

(1)提出期限

令和5年9月22日(金)17時まで(必着)

- (2)提出先
 - 2. (5) 記載の担当課
- (3)提出方法

郵送または持参により提出すること。なお、郵送による場合は(1)の提出期限まで必着とする。

- (4)提出書類
 - ①企画提案書:6部
 - ※「(様式6)企画提案書」を表紙とすること。
 - ※仕様書及び8. (5) 評価基準の内容を踏まえ記載すること。原則としてA4判 (横書き、縦書きは不問)の両面印刷長辺綴じとし、ページの下中央にページ 番号を付けること。

※様式6以外には提案事業者の名前・名称等の記載はしないこと。

②見積価格提案書:1部(任意様式)

※税込金額を表示すること。

- ③定款または寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し:1部
- ④消費税及び地方消費税に関する証明書(納税証明書、未納税のない証明書):1部
- ⑤市町村税の滞納がないことの証明書:1部

(5) 評価基準

次の審査項目及び配点により行う(100点)

- ①業務実施の方向性及び全体計画(10点)
 - ・事業の趣旨、目的、内容の理解
 - · 業務遂行能力
- ②パンフレットの構成(25点)
 - ・読みやすく、内容が分かりやすい構成となっているか
 - ・本市の現状を踏まえた上で、外国人人材について興味関心を喚起でき、活用できる きっかけとなるような内容となっているか
- ③インタビューの取り組み(40点)
 - ・インタビューに協力をもらえる施設は選定されているか
 - ・インタビュー内容は市内介護事業者にとって有益なものか
- ④独自提案(15点)
 - ・その他パンフレット作成に関する独自提案
- ⑤業務の実施体制(10点)
 - ・実施体制及び実績
 - ・事業費の妥当性・経済性
- (6) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ①応募資格要件を満たさない者、又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満 たさなくなった者による提案
- ②提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ③2.(4)に示す業務委託予定金額を超える提案
- ④その他企画提案に関する条件に違反した提案
- (7) 提案にあたっての留意点
 - ・提案に関して必要となる費用は全て提案者の負担とする。
 - ・提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

9. 企画提案書の審査、受託候補者の特定

提出された企画提案書等を基に、審査委員会において書面審査を行い、受託候補者を 特定する。

(1) 書面審査

令和5年9月下旬に書面審査を実施する。

(2) 審査方法、受託候補者の特定方法

審査委員会では、企画提案書を基に、8. (5) 評価基準に基づき、委員がそれぞれ 評価する。

10. 受託候補者の選定

審査委員全員の合計得点が最も高い提案をした事業者を本業務の受託候補者として特定する。同一点数により1者を特定できない場合には、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。なお、審査委員全員の合計得点が満点の6割(300点)未満の場合は、受託候補者として特定しない。

11. その他留意事項

- (1) 書類の提出にあたり、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- (2)提出した企画提案書等の修正及び差替えは、提出期限到来前においてのみ可能とする。
- (3) 受託候補者として選定されなかった提案事業者の企画提案書・見積価格提案書等は返却する。
- (4)参加事業者が提出する書類は、仙台市情報公開条例上非公開の取り扱いになるものを 除き、情報公開の対象となる。
- (5) 契約については、受託候補者と委託内容・委託料について協議のうえ、随意契約を締結する予定とする。なお、その受託候補者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- (6) 委託契約の締結にあたっては、提出された企画提案書の内容をそのまま実施すること をあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途 協議のうえ、提案の内容を一部変更して契約することがある。